

「東日本大震災」被災者支援のための特別巡回行政相談所開設のお知らせ

被災者支援 特別巡回行政相談所

- ◎ 「東日本大震災」で被災された皆様やその家族の方々に心からお見舞い申し上げます。
- ◎ このたび、被災者の皆様へのご支援のため、「特別巡回行政相談所」を開設します。
- ◎ 国の行政機関や特殊法人等による被災者の皆様への支援策などについて、
「どんなものがあるか知りたい」
「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」
そんなときは、行政相談をご利用ください。

●日時：5/10(火) 午後6時半から

●場所：佃第2住宅 集会所

○ 行政相談の例

- ・見舞金の給付、生活資金の貸付について教えてほしい
- ・子供の学校等への転入学について教えてほしい
- ・医療機関等での受診、窓口負担等について教えてほしい
- ・税金や保険料の免除・猶予について教えてほしい など

- ※ ① 避難前にお住みの県や市町村における相談であっても、全国の都道府県所在市に設置されている管区行政評価局・行政評価事務所等のネットワークを活用して一体となった受付・処理を行うことができます。
- ② 直接お答えできない場合は、関係する窓口の連絡先をお知らせしたり、関係機関への連絡や取次を行います。

- ◎主催：・総務省 近畿管区行政評価局行政相談課
・行政相談委員（総務大臣委嘱）
・大阪市西淀川区役所
・大阪市西淀川区社会福祉協議会

◎問い合わせ先：総務省近畿管区行政評価局行政相談課
行政相談専用電話：0570-090110（要通信料）